明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔法　律〕
○国家公務員法等の一部を改正する法律（二二）　六
○少年法の一部を改正する法律（二三）　三
○株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（二四）　四

〔政　令〕
○生活保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一六四）　二八

〔省　令〕
○生活保護法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**五七）　三

〔規　則〕
○特定個人情報保護評価に関する規則（**特定個人情報保護委**一）　三六

〔告　示〕
○特定個人情報保護評価指針を定める件（**特定個人情報保護委**四）　三九
○指定医療機関医療担当規程の一部を改正する件（**厚生労働**二一三）　六六
○生活保護法施行規則第十八条の五の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法を定める件（**同**二一四）　六六
○都市計画に関する件（**関東地方整備局**二二五～二二七）　六七
○道路に関する件（**同**二二八～二三八）　六七
○高速自動車国道に関する件（**北陸地方整備局**六五）　六八
○道路に関する件（**中部地方整備局**一〇二）　六九
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**四国地方整備局**四八）　七〇
○道路に関する件（**北海道開発局**六九、七〇）　七〇

〔公　告〕
諸事項
**裁判所**
破産、免責、再生関係　七〇
**特殊法人等**
独立行政法人統計センター、独立行政法人土木研究所の役員の任命、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、弁理士登録、住宅型式性能認定関係　七七
**地方公共団体**
行旅死亡人関係　七八
**会社その他**
**会社決算公告**　七八

## 本号で公布された法令のあらまし

### ◇国家公務員法等の一部を改正する法律（法律第二二号）（内閣官房）

一　国家公務員法の一部改正

1　一般職及び特別職

大臣補佐官を、特別職とすることとした。（第二条関係）

2　人事院

人事院は、法律の定めるところに従い、給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告、採用試験（採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する事項を除く。）、任免（標準職務遂行能力、採用昇任等基本方針、幹部職員の任用等に係る特例及び幹部候補育成課程に関する事項（7の㈠の根本基準の実施につき必要な事項であって、行政需要の変化に対応するために行う優れた人材の養成及び活用の確保に関するものを含む。）を除く。）、給与（指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定の方法並びに職務の級の定数の設定及び改定に関する事項を除く。）、研修（国民全体の奉仕者としての使命の自覚及び多角的な視点等を有する職員の育成並びに研修の方法に関する専門的知見を活用して行う職員の効果的な育成の観点に係るものに限る。）の計画の樹立及び実施並びに当該研修に係る調査研究、分限、懲戒、苦情の処理、職務に係る倫理の保持その他職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等に関する事務をつかさどることとした。（第三条関係）

3　内閣総理大臣

内閣総理大臣は、法律の定めるところに従い、採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する事務、標準職務遂行能力、採用昇任等基本方針、幹部職員の任用等に係る特例及び幹部候補育成課程に関する事務（7の㈠の根本基準の実施につき必要な事務であって、行政需要の変化に対応するために行う優れた人材の養成及び活用の確保に関するものを含む。）、指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定の方法並びに職務の級の定数の設定及び改定に関する事務並びに職員の人事評価、研修、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（2により人事院の所掌に属するものを除く。）をつかさどることとした。（第一八条の二関係）

4　官民人材交流センターへの事務の委任

内閣総理大臣は、官民人材交流センターに委任する事務について、その運営に関する指針を定め、これを公表することとした。（第一八条の六関係）

5　人事院規則の制定改廃に関する内閣総理大臣からの要請

内閣総理大臣は、この法律の目的達成上必要があると認めるときは、人事院に対し、人事院規則を制定し、又は改廃することを要請することができることとした。（第二三条の二関係）

6　人事管理の原則

職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用年次、合格した採用試験の種類及び幹部候補育成課程の育成の対象者であるか否か又はあったか否かにとらわれてはならず、この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価に基づいて適切に行われなければならないこととした。（第二七条の二関係）

7　任用の根本基準

㈠　任用の根本基準の実施に当たっては、次の事項が確保されなければならないこととした。

イ　職員の公正な任用

ロ　行政需要の変化に対応するために行う優れた人材の養成及び活用

㈡　任用の根本基準の実施につき必要な事項であって㈠のイの確保に関するものは、この法律に定めのあるものを除いては、人事院規則でこれを定めることとした。

㈢　採用昇任等基本方針には、任用の根本基準の実施につき必要な事項であって㈠のロの確保に関するものとして、職員の採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用の確保に資する基本的事項を定めることとした。（第三三条及び第三三条の二関係）